

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度） 第2回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開催日時	令和5年（2023年）8月17日 （木）	10時00分から 11時25分まで
開催場所	WEB会議（会場：市役所別館4階 特別会議室）	
出席者	明石一朗委員、明石隆行委員、安田委員、磯野委員、今森委員、上野委員、松浦委員、川村委員、阪本委員、津熊委員、嶋田委員、森田委員、勝川委員、草間委員	
欠席者	遠竹委員	
案 件 名	1. 枚方市人権尊重のまちづくり条例見直しの骨子（案）について 2. その他	
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 枚方市人権尊重のまちづくり条例見直しの骨子（案） ・資料2 今後のスケジュールについて ・参考資料1 枚方市人権尊重のまちづくり条例 ・参考資料2 枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 ・参考資料3 枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則 	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・案件1について、審議を行った。次回は、今回出た意見に対する法律の専門家の見解を踏まえて、審議を行う。 ・案件2について、事務局から説明を受けた。 	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	無	
所管部署（事務局）	市長公室 人権政策室	

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
明石会長	<p>皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年度第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。</p> <p>皆様におかれましては、公私何かと御多忙の中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局より会議の説明をお願いいたします。</p>
事務局	事務局の岡本です。会議の説明に先立ちまして、市長公室長の野田から御挨拶を申し上げます。
野田市長公室長	野田市長公室長 挨拶
事務局	<p>それでは、会議の説明をさせていただきます。本日は、会場参加とWEBにより参加いただくハイブリッド形式で会議を行います。</p> <p>会議資料につきましては、進行に合わせ、画面に映し出し共有させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、事務局説明などの際は、事務局で皆様のマイクをOFF、赤表示といたします。発言などがある際は、手を挙げていただき会長の指名を受け、委員のほうでマイクをON、緑表示にして発言してください。また、発言が終わりましたら、委員のほうでマイクをOFF、赤表示としていただくようお願いいたします。</p> <p>また、会長からの呼びかけなどに対して、同意する場合は手で丸を、同意しない場合はバツを作ってください。</p> <p>続きまして、委員の皆様事前に送付させていただきました会議資料の確認をさせていただきます。本日の次第、資料1から2、参考資料は1から3まででございます。</p> <p>また、前回の審議会で「差別や人権問題の現状について共通認識をもっておいたほうが良いのではないか」という御意見をいただいておりますので、様々な人権問題に係る現状や課題に関する資料としまして、「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」と「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画 概要版」を同封させていただきました。以上です。</p>
明石会長	初めに事務局より委員の出席状況について御報告をお願いいたします。
事務局	本日の出席状況は、委員15名中、出席委員14名で、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。
明石会長	ありがとうございます。傍聴希望者の確認をいたします。傍聴希望者はおられますか。
事務局	傍聴希望者はいらっしゃいません。
明石会長	<p>分かりました。それでは、案件に入らせていただきます。</p> <p>まず、案件1「枚方市人権尊重のまちづくり条例見直しの骨子（案）について」、事務局から御説明をお願いいたします。</p>

事務局	<資料1「枚方市人権尊重のまちづくり条例見直しの骨子(案)」の説明>
明石会長	案件1、本市人権尊重のまちづくり条例の見直しについての骨子案を事務局より説明いただきました。それでは、委員の皆様方、今の説明に関しまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。
明石会長	委員よろしくお願ひします。
委員	自宅に、市議会議員の皆さんから活動報告が届くことがあります。その中の一つに、まちづくり条例について載っていて、「個別条例ではなく包括的に差別解消を目指すものとして人権尊重のまちづくり条例を一部改正するとされており、人権尊重のまちづくり審議会に諮問した上で検討する。」とあるのですが、これについてももう少し説明いただくことはできますか。議員さんがどういう質問をされて、人権尊重のまちづくり条例をどのように改正するのか説明をお願いします。
明石会長	事務局、よろしくお願ひいたします。
事務局	今回の人権尊重のまちづくり条例の改正について、議員などからどういった御意見があつて、今回どのように条例改正を考えているのかということでお願ひいただきました。議員からは、ヘイトスピーチですとか、インターネット上の書き込みなど差別的言動が深刻となつてきていることに対して、市としても現状のままではなく、個別条例の制定も含めて、何か対応を検討すべきではないかと御意見をいただいております。今回、人権尊重のまちづくり条例の見直しを考えているところであることをお答えしております。
明石会長	委員よろしいでしょうか。
委員	ありがとうございました。
明石会長	よろしくお願ひします。
委員	2点あります。 責務か役割かということですが、責務というのは、義務を果たすべき責任であり、その責任という点で非常に重い言葉だと思いますので、その責任を果たさなかったらどうなるのかという責任も問われる言葉ではないかと思ひます。一方、役割という意味は、社会的にその人に期待される役割、たとえば学校の先生、あるいは父親、母親という、我々は社会的にいろんな役割を持っています。市民としての果たすべき役割ということで、責務より役割のほうがベターではないかと思ひます。 2点目は、19ページの差別的言動の禁止というところで「国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意することが必要で、罪刑法定主義により罰則対象を厳格に、かつ明確にする必要がある」というところです。それは、8ページにあるように個別条例の制定ではなくて、包括的な条例で制定するということからいくと、いろんな幅広い範囲にわたつた差別的言動が人権侵害に当たるのかどうかという判断をしていかなければならないと思ひます。その時に、例えば、差別的かどうかという解釈をどうするのか、裁判の判例ではどうなつているのかというような、法律の専門的な判断が必要ではないかと思ひます。この審議会には、法律家は入つてませんが、法律の専門

	家の判断も仰ぐべきではないかと思ます。
明石会長	今の御意見ですけれども、ほかの委員さんはどうでしょうか。今、副会長がおっしゃられました責務と役割、どちらの表現がふさわしいのかということが1点。それから、差別的言動に関する禁止において、禁止ということを含明確にするということですが、それに関連して、罰則や、いわゆる罪刑法定主義による厳格な規定が必要であるかどうかという点を事務局からも提案いただいたのですが、今、副会長よりそれに関連して御意見いただきました。ほかの皆様はどうでしょうか。
明石会長	委員どうぞ。
委員	見直しポイントの第4条、市民の責務というところですが、人権まちづくり基本計画には、今、高齢者、障害者の人権に、成年後見制度というのはあるんですけれども、平成28年に、成年後見利用促進法が施行されて、社協のほうも「こうけんひらかた」ということで、ひらかた権利擁護成年後見センターで市の付託を受けて業務を行っており、その中で市民後見人の養成支援に取り組んでるんですけれども、なかなか市民の方には浸透していないというのが現在の状況です。枚方市、40万人都市の中で登録されているのが21名で、現在後見人として後見されてるのは4名ほどの人数なので、今回、こういう形で市民の責務という形で入れられることは大変いいことだと思いますし、今後条例の中でも、素案の中でも、その辺のことを踏まえて入れていただきたいと考えております。それと、先ほど役割と責務ということですが、こういう状況を考えれば役割のほうがいいのではないかと私は思いますので、意見として申し上げておきます。
明石会長	ありがとうございます。
明石会長	委員、お願いします。
委員	私も責任と役割について、資料7ページのところで、現状と課題の(2)本市における市民の意識というところを見ますと、侵害を受けたときに我慢した人が5割、人権侵害を見聞きしたときに何もしない、または同調したと答えた人が4割。今、その現状ですと、最終的には、個人的には、責務に行ってほしいなと思うのですが、今いきなり役割を飛ばして責務としても、今この意識の状況ですので、十分いかないかな、少し早いのかなという気がします。今回、例えば、役割としておいて、将来的には責務を目指すみたいなことを期待として入れてもらえたらいいかなと思ってます。ただ、本当は個人的には責務に持っていきたいという思いはございます。以上になります。
明石会長	今の御意見に関連して、ほかの委員さん、ございますでしょうか。
明石会長	委員お願いします。
委員	今の意見にも関連した内容です。責務か役割かということは、結論的に言いますと、役割のほうがいいなと思います。その理由としまして、今回、市全体で人権意識を醸成しようということでもありますので、その中で人権尊重のまちづくり推進が8条、9条までできたということは非常に評価したいと

	<p>思います。そういう意味で、みんなでその意識を醸成しようということでは、責務には違いないんですけども、役割という方が一般の人にも分かりやすいかなと思います。</p> <p>それで、大阪府もこの言葉を使ってるのですね。</p>
事務局	<p>大阪府では、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」で責務とされています。</p>
委員	<p>どの条例で役割という言葉が使われていますか。</p>
事務局	<p>資料の18ページに参考で一部載せさせていただいており、大阪府のインターネット上の誹謗中傷や差別等の条例のほうは、役割となっておりますが、大阪府の中でも検討されたのだと思われます。</p>
委員	<p>私もこの柔らかい言葉のほうが市民に浸透しやすいのではないかという意味から役割を支持したいと思います。</p>
明石会長	<p>責務という表現、役割という表現、どちらか、今回の見直しについて、市民の方々に分かりやすくということで、御意見いただいております。</p>
明石会長	<p>では委員、御意見いかがでしょうか。</p>
委員	<p>質問なんですけど、国の法律も府の条例も、不当な差別的言動という不当という前書きがあります。僕自身は差別に不当な差別があるのかなと疑問に思ってるので、なぜその法律とか条例に不当なということが前についているのか分かってたら教えてほしいのと、枚方市で作る場合はこの不当という前の文章をつけるつもりなのかどうかを、併せてお聞かせ願いたいと思います。</p>
明石会長	<p>不当な差別という、差別には不当も不当でないものもないのではないかとこの前提で御質問ですけども、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>差別化するっていう言葉も実際あるから、差別という言葉自体が悪いということでもないですよ。だから不当なとつけたほうが、より分かりやすいと思います。</p>
明石会長	<p>一般的に人権侵害に関わる差別言動では、3段階あると言われてます。一つは、たとえば「日本から出て行け」とか排除を先導するような言動です。2段階目は「〇〇人は、人間ではない」というふうな著しい侮辱言動です。究極は、「死ね」とか「殺せ」などという、命を脅かす言動です。ですから、一概に人権侵害といっても、様々な段階があると思うんですけども、究極は人命を否定する、命を奪うという、そういった行為につながるということで、差別言動は禁止しなければいけないと言われてると思うのです。</p> <p>今回の条例は、差別ということは人権侵害の前提でということで、また表現につきましては、今日の御意見等を踏まえて検討いただければと思います。</p>
明石会長	<p>委員、お願いします。</p>
委員	<p>その差別か不当差別かという表記、表現のことについてなんですけど、先ほどありましたように、差別化という言葉もありますし、いわゆる区別のこと</p>

	を表している場合もあるので、不当なというほうがより分かりやすい言葉かと思います。
明石会長	委員どうぞ。
委員	Google で調べたのですが、法律の中で不当というのは、やってはいけないとか、これは妥当ではない、侵害している差別的という、差別の上にやってはいけない、正しくないということをあえて強調する形になっています。それで、もし、入れなければ、対義語としては、妥当であるとか、ある程度許容されるっていう意味合いが含まれるのではないかと思います。法律の中で出てくるので、入れてあるほうが誤解は生まないという気はいたします。
明石会長	そのほか、関連して御意見いかがでしょうか。
明石会長	委員どうぞ
委員	市の責務、それから市民の役割とか責務という文言についてなのですが、10市ほど調べてみました。大阪府下では、市の責務としているのは1市だけでした。私の調べた範囲では、市の責務、市民の責務とされているのは1市だけで、市民のほうに役割というのが5市ありました。だから、私自身も、もし市民の側からすれば、市民の責務と言われたらどうかという気持ちもありましたが、ただ、市の責務、市民の責務というと、市の側の市民に対する意気込みやそういう意識を、強く感じます。市のほうは、市民の皆さんにも責務として考えてくださいという狙いがあったのかなと思いました。 もう一点は、今、先ほど出た差別的言動の禁止というのは、どの市にも載っていませんでした。つまり、枚方独自のこういう視点というのは、これは非常に良いことだと思いました。
明石会長	ほか、御意見いかがでしょうか。委員どうぞ。
委員	私の個人的な考えとしては、役割だと優しいと思うんです。ちょっと責任がなさそうで。それで、罰則を決める、罰金を決めるのであれば責務のほうがいいかなとは思いました。より責任があるというイメージで私はいいと思いました。
明石会長	ほか、委員いかがでしょうか。 今、委員からも出ましたけれども、2つ目の事務局からの問題提起で、差別の禁止ということとともに、それに関する罰則的な規定については委員の皆様、御意見いかがでしょうか。 委員どうぞ。
委員	実際に川崎のほうでも罰金を取った例はないというふうに記載がありますがけれども、それだけ強い意志を表すという、許せないという意思表示として、罰則規定が必要なのかなと思ってます。
明石会長	ほかの委員、いかがでしょうか。
明石会長	委員どうぞ。
委員	川崎市の例なんですけれども、刑事罰の対象外のインターネット上の差別的な投稿が絶えないと書いてありました。だから、こういう刑罰の対象外のものについても、どうしていくべきなのか、考えていったほうがいいのか

	ないかとは思いますが。以上です。
明石会長	委員どうぞ。
委員	私自身は禁止する以上、罰則は必要じゃないかなと思ってます。それと他市の例を見ていたら、それが差別的な言動に当たるかどうかを確認するのに、何年もかかっているというようなことがあるようですけれども、その間、その言動を受けた人は苦しみ続けるわけですから、その辺の判定がいかんスピーディーにできるかということも考えていく必要があると思いました。
明石会長	ほかの委員さんいかがでしょうか。
明石会長	森田委員どうぞ。
委員	<p>禁止事項のことですけれども、本邦出身者とかそういうふうな民族だけに限定しないで幅広くというところは、一歩進んでいい流れを枚方市が作っていくんだなっていう意気込みを感じて、すごくいいと思いました。19ページに書いてあるジェンダー・障害・疾病などの特定の属性を理由とする差別というのが、今すごく注目も集まっておりますし、特にネットでも誹謗中傷のときにこういう対象の方を叩かれるということも多いと思うので、こちらまで広げることはいいと思います。</p> <p>一つ質問なんですけれども、そのインターネット上の差別に対して枚方市として禁止するのは、例えば、発信者が枚方の誰かを叩いたなど、枚方市としては見過ごせないという範囲をどこまでにされるのでしょうか。</p>
明石会長	事務局、今の御質問についてはいかがでしょうか。
事務局	インターネット上の書き込みにつきましては、枚方市に限定して書かれているものということでモニタリングしています。意外と削除要請をかけられるものが限定されていますし、個人に対するものについては、基本的には被害者自身で対応していくこととなりますので、現状では、市の削除要請には入れていないところでございます。
委員	川崎市では、罰則規定を設けているとなっているので、神奈川県はどうかと思ったのですがけれども、インターネット上の差別言動に対しては大阪府と連携の上でと書いてあるので、少なくとも府が9月に条例改正するので、当然そこまで様子を見るべきかと思います。それに大阪府人権尊重の社会づくり条例には罰則規定はないとあります。だから、枚方市だけが罰則とする強い意志があるかどうかは別にして、今、この場で決めるのはちょっと時期尚早かなと思います。やはり大阪府と連携していく上では、そこを確認しながらやっていったほうがいいと思います。
明石会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それに関連して私も少し御意見よろしいでしょうか。2019年に制定されました川崎市の条例ですけれども、罰則規定が全国初なんです。ただ、市の勧告に、3回従わなければ罰金最大50万円ということになっているのですが、まだ一度もその適用がないという現状。しかし、川崎市におけるヘイトスピーチに関わる人権侵害、非常に頻発し、緊急性、悪質性があるというこ</p>

	<p>とで、この条例が制定されたという背景があると思うのですが、私も先ほどの委員の御意見のように、府と連動していくということも加味して、罰則については今後の検討課題でいいのかなと思います。</p> <p>一つは、8年前の「部落差別解消推進法」ができたときに、部落差別の実態と禁止という、理念法だったので、当時、法案を提出するときに、禁止または罰則規定までにはいかない。ただ、この法律を制定することで、差別はいけないということを毅然として国として示す姿勢を意味したという、そういった答弁があったんですね。ですから、現行法で、名誉毀損罪とか侮辱罪とか脅迫罪、あるいは威力業務妨害の罪とか器物破損罪とか傷害罪とか、先のあの6月28日の東京高裁の、いわゆるネット上での同和問題に関する人権侵害、これで損害賠償命令を東京高裁は発しています。こういった今ある現行の処罰法等も加味して禁止をする、醸成していくということは、現段階では非常に有効ではないのかなと思っています。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p>
明石会長	委員どうぞ。
委員	<p>今回、人権尊重のまちづくりのこの条例が変わるということで、複合的ないろいろ差別に対して、良くないものだとすることをきちんと作っていくというのはとてもいい提案だと思います。先ほどから言われてます、責務とか役割ということに関しては、私は今、たくさんの差別的な言動がネットにもあふれていて、これから日々まだ増えていく。たくさんの苦しむ方が、現にいらっしゃるということ考えたら、1日も早くそういう方が楽になって、差別がなくなるためにも、まず責務という強い言葉と姿勢でしていくということと、それに対して罰則があるということを明確にしていってほしい、少しでも早くなくなるかなと思います。</p>
明石会長	ほか、いかがでしょうか。
明石会長	委員どうぞ。
委員	<p>表現の自由で、必ず引っかかってくるんですけども、ヘイトスピーチとかネットでの誹謗中傷って、あれは本当に表現の自由なのかなと思うのです。聞いているだけで、明らかに誹謗中傷で、表現の自由を考えないといけないのかなといつも思いながら見る人が多いです。本当に見ていて不快な気分とか嫌な気分になることしか本当はないのです。今回は、先ほどもありましたが、9月の大阪府の様子を見てからになるとは思いますが、表現の自由、これが憲法で保障されているので大事というのは分かるのですが、ヘイトとかネットでの誹謗中傷というのは、本当に聞くに堪えない、もう見るに堪えない、見ていて本当に不快なものなので、その検討に2年、3年かかってとかいうのではなく、やっぱり駄目なものは駄目というふうになったらいいという思いです。これはこの条例がというより、どうしても言いたかったので、言わせてもらいました。</p>
明石会長	ほか、いかがでしょうか。

明石会長	委員どうぞ。
委員	<p>罰則規定とかそういうのは、当面なしでいいんじゃないかなと思います。その理由として、人権を侵害しているという判定をするのに、即時にはなかなかできないものだと思います。その時間を待ちながら、何年かして罰則が科されてもあんまり意味がない。そういう性質のものだと思うのです。ですから、もう少し様子を見て、要するに差別、人権侵害をしない枚方市をつくっていくわけですから、より人権意識を広めようと、周知する方法を考えて、罰則は様子を見ながら、後々にはそういうものが必要になってくるかと思うのですが、少し考えたほうがいいのではないかなと思います。</p>
明石会長	委員どうぞ。
委員	<p>これまでの条例というのは、理念的な意味合いが強かったと思うのですが、今回、差別的言動の禁止ということで、明確に禁止ということをやっておられるわけですね。法律や条例というのは、実効性が担保されないという意味がないわけで、理念的な意味だけではなくて実際に禁止するんだという強い意思を示そうと思えば、やはり責務という言葉であったりとか、罰則規定がなければ、実際にヘイトスピーチをされて、その場面で嫌な思いをし、しかも何か月も何年も嫌な思いをした人が泣き寝入りをしている。そういう意味からすると、強い意思をそこで示すことはとても大事なことでないかなと私自身は思いました。以上です。</p>
明石会長	ほか、委員の皆様いかがでしょうか。
事務局	<p>罰則規定について、次に素案等を考えさせていただくに当たりまして、事例も含めて、情報提供させていただけたらと思っております</p> <p>大阪市のヘイトスピーチへの対処に関する条例は、氏名や内容を公表する規定があります。罰則ではないのですが、一定踏み込んだ対応はされているという特徴がありますが、訴えられた事例がありました。安田委員が先程おっしゃったように、皆さんが不快に思うものには、何とか対応できないものか、市として考えるべきだと強く思っています。一方で、今回、大阪市の事例では、表現の自由という点で、憲法に違反しているという訴えがありました。それに対しては、大阪市の条例は合憲であるという判断が出ました。ただ、今回の大阪市の事例は、街宣活動などをその場で止めたのではなく、事後に審議を重ねた上で公表しています。その点では、表現の自由に過剰に制約するものではなく、大阪市のヘイトスピーチが活発に行われているという現状をふまえ、まず止めるということが喫緊の課題だと考え、事後に丁寧に審議されたものであるから、皆さんの表現の自由の権利を阻害するものではないということで合憲になったという事例です。</p> <p>すぐく考えさせられましたし、大阪府の9月の条例改正も見なければいけません。あと、罰則規定を設けるとなると、この包括的な条例で全部書き込むのは難しい。罰則を規定するとなると、どのような行為に対して具体的にどのような罰則を加える、どのような状況のものに対して加えるということ</p>

	を明確にしないと、市民をただおびえさせるだけになるのではないかという懸念があります。罰則を設けるとなると、どういう形式で、どのような内容に対して規定していくかということ、議論させていただかないといけないと事務局としては考えています。今は罰則規定がない形の案文にはなっていますので、御意見をいただけたらと考えております。
明石会長	今日は皆様方のいろいろな意見を頂戴して、それを今後事務局で検討していただくということなのですが、まず条例を見直して、差別の禁止を明らかにして、市を挙げて差別行為を許さないという、より付加した条例を作ろうということで、今日はお諮りしていると思っております。今、事務局からもございましたように、罰則ということになりますと、具体的にどのように適用し、規定していくかということも、今後大きな課題になるということで、現状では禁止を表明しながら、たとえば差別行為についての侮辱罪であったり、あるいは傷害罪であったり、悪質なものに対して、現行法で罰していくということも考えられます。どうでしょうか、皆さん、今回の御意見も踏まえて、今後、より付加していただくということ。罰則規定については、今後の検討課題というふうな辺りでいかがでしょうか。ほか、御意見ございましたらどうぞ。 委員、どうぞ。
委員	先ほども少し触れたと思うのですが、特に差別的言動の禁止のところは、今、事務局からも説明がありましたけれども、場合によっては裁判に訴えられる側になるということもあり、法的な判断が非常に必要ではないかと思えます。手短かに申し上げますと、枚方市人権尊重のまちづくり条例の第3条に、審議会の専門的な事項について調査審議するたび、必要に応じて部会をおくことができる、あるいは市長が適当と認めるものについて出席できるというふうに規定があるのでありますが、この規定を準用して、たとえば次回この審議会に、この分野に非常に詳しい実践的な判断ができる、そういう弁護士等を、特別な委員として迎え、意見を述べていただいて、それらを参考にしながら我々が判断をしていくということも考えられるのではないかと思います。 以上です。
明石会長	今の委員の御意見ですけれども、事務局いかがでしょうか。
事務局	次回にそういったの専門家を調整させていただくか、そのほかの方法で御意見いただけるか、また、どのような形で進めさせていただくか、スケジュールも併せて、検討させていただけたらと思います。
明石会長	委員よろしいでしょうか。
委員	はい。その方向で検討よろしくお願いたします。
明石会長	そのほか、いかがでしょうか。
明石会長	委員どうぞ。
委員	条例の中身とは直接関係ないかもしれませんが、この人権尊重のまちづくり

	<p>条例の前文を見てもね、たとえば、今のいろいろなジェンダーなどが言われている時代の中で、8行目か9行目に男女が共同して参画できるまち、それから、枚方市には人権尊重都市宣言という宣言文があるのですが、それを見たら、その9行目に女と男の違いやって書いてあります。これは平成5年から30年前にできた都市宣言なのですから、今の時代にこのままでいいのかどうか。いやこれはもう大きなものだから、このままでいいという御意見もあるでしょうし、今の時代に、たとえば女と男の違いっていうのだったら、例えば、多様な性への違いとかいうような文言でくれるかもしれません。今、私は男女共同参画審議会にも参加しているのですが、その名称も、本当にそれでいいのか。市役所全体で、この人権尊重のまちづくり条例を作るに当たって、市のそれぞれの担当課で、チェック漏れみたいなものや違和感のあるようなところがないのかどうか、そういうのも見直しをされてもいいのかなという気がしました。</p>
明石会長	事務局いかがでしょう。
事務局	<p>男女共同参画と、性の多様性、性的マイノリティの観点も人権政策室が担当させていただいています。多様な性というところでは、性別問わず尊重されるべきという考え方が基本的にあります。一方で、全世界で見ても、日本はまだジェンダーギャップの順位とかが低く、女性参画が十分にできていないという男女共同参画に課題もある状況です。どちらも大切なことで、この2つのテーマを両方考える必要があります。</p> <p>もう一つ、人権尊重都市宣言のこともご指摘いただきました。確かにその表現も言っていたとおり、かなり制定してから時間が経っているので、今回諮問させていただいているのは条例の見直しではあるんですけども、いただいた御意見を踏まえて、整合性は必要だと思いますので、併せて、事務局でも確認させていただけたらと思っています。</p>
明石会長	<p>よろしく願いいたします。ほか、委員の皆様、御意見ございませんでしょうか。</p> <p>本日は大きく2つの御意見に分かれるかと思うのですが、理念法だけではなくて、差別の禁止を明確にするならば、責務であり、罰則規定も必要ではないかという御意見。それから、責務というよりも、役割という表現のほうが、より一般的に分かりやすく、市民がそういう意識を高めていく上ではふさわしいのではないかと、そして、そういうことも視野に入れながらも、罰則については今後の検討課題でもいいのではないかと、意見、双方出ております。</p> <p>事務局いかがでしょうか。それぞれ委員の皆さんの御意見が分かれていますので、それを踏まえてということになろうかと思うんですけども。</p>
事務局	<p>委員から助言をいただいたように、法律の専門家の御意見も踏まえて、現時点で罰則というものを規定するときには、こうあるべきだという御意見によっても皆様の御意見が変わるところもあるのかなとお聞かせいただいていたところですが。</p>

	<p>法律家の御意見というところをどういう形でお示しして、次の素案を考えさせていただくかについては、日程も含めて御相談させていただけたらと思います。次の会議までの間に、まず法律家の御意見を事務局で確認させていただきながら、進め方を別途御相談させていただきたいと思っています。</p>
明石会長	<p>皆さんいかがでしょうか。今日はそれぞれの意見を賜りましたので、まとめということではなく、今もございましたように、罰則規定につきましては、より専門的な見地からいろいろ考えて、今後この審議会にも皆さんに再度お諮りしてということで、よろしいでしょうか。</p> <p>ほか全般を通して委員の皆さん、御意見ありませんでしょうか。この件に関しましてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、そのような方向で事務局よろしく願いいたします。</p>
明石会長	<p>それでは、時間のほうも参っております。次に、第2の案件、その他につきまして、事務局から御説明よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p><資料2「今後のスケジュールについて」説明></p>
明石会長	<p>ただいまの今後のスケジュールに関しまして、皆様、御質問、御意見ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、そのほか、委員の皆様、何か全般通しまして、御意見、御発言ございませんでしょうか。</p> <p>本日の案件は以上となります。</p> <p>令和5年度の第2回枚方市人権尊重まちづくり審議会をこれをもって閉会といたします。</p>